

障害者虐待防止対策における一時保護のための居室確保の協力に関する協定

吉野川市（以下「甲」という。）と社会医療法人 あいざと会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 24 年 10 月 1 日施行）第 14 条第 2 項に規定する、一時保護のための居室を確保することを目的とする。

（受入要請）

第 2 条 甲は、障害者虐待防止センターへの通報等により虐待があると認められた場合、事実確認を行い関係機関と協議した結果、甲が緊急性を認め一時保護が必要であると判断したときは、乙に対し受入を要請する。

（連絡体制）

第 3 条 前条で規定する甲の要請は、障害者虐待防止対策担当課長の名により乙の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（対応方法）

第 4 条 緊急時の一時保護は、基本的に「やむを得ない措置」による短期入所として対応する。

2 乙は、甲から障害者虐待にかかる短期入所の受入要請があったとき、居室の空き状況その他の事情により、受入が可能である場合は速やかに当該障害者を受け入れるものとする。

3 この措置に伴う費用は、障害者介護給付費の短期入所費として、乙の請求により甲が負担する。

（個人情報の保護）

第 5 条 乙及び業務に従事する職員は、個人情報の保護に配慮するとともに、業務の実施によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、本協定が解消され、又は従事者の職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 6 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書の有効期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲または乙が別段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に 1 年間有効とし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

甲 吉野川市

吉野川市長 川 真 田 哲 哉

乙 徳島県板野郡上板町佐藤塚字東 2 8 8 番地 3
社会医療法人 あいざと会
理 事 長 久 保 一 弘